

条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市消防団条例 1
- 舞鶴市防災会議条例 7
- 舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 8
- 舞鶴市職員の定年等に関する条例 10
- 舞鶴市職員の給与に関する条例 26
- 舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 45
- 舞鶴市職員の退職手当に関する条例 46
- 舞鶴市職員の分限に関する条例 71
- 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 73
- 舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例 75
- 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例 77
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 83
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 86

○ 舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	88
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	89
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	91
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年条例第 13 号)	94
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年条例第 17 号)	96

廃止する条例

○ 舞鶴市職員の再任用に関する条例	98
-------------------	----

舞鶴市消防団条例旧新対照表

旧	新
<p>(消防団の設置、名称及び区域)</p> <p>第1条の2 (略)</p> <p>2 消防団の名称及び区域は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦により市長が、副団長、部長及び班長は、団員中から団員の推薦により市長の承認を得て団長が、それぞれ任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第6条 <u>団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、任命権者は、消防団員懲戒審査委員会に諮問し、その答申に基づき当該団員を懲戒することができる。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、招集によって出動し、<u>服務するものとする。</u></p> <p>2 招集を受けない場合でも、<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、服務にかなければならない。</u></p> <p>第10条 10日以上居住地を離れる場合は、<u>団長及び副団長にあっては所轄消防署長、部長及び班長にあっては団長、団員にあっては部長に、それぞれ届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</u></p>	<p>(消防団の設置、名称及び区域)</p> <p>第1条の2 (略)</p> <p>2 消防団の名称は、<u>舞鶴市消防団とする。</u></p> <p>3 <u>消防団の区域は、舞鶴市の全域とする。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦により市長が、副団長、<u>分団長、副分団長</u>、部長及び班長は、団員中から団員の推薦により市長の承認を得て団長が、それぞれ任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、消防団員懲戒審査委員会に諮問し、その答申に基づき当該団員を懲戒することができる。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、<u>団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。</u></p> <p>2 招集を受けない場合でも、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、<u>職務に従事しなければならない。</u></p> <p>第10条 10日以上居住地を離れる場合は、<u>団長にあっては消防長に、副団長及び分団長にあっては団長に、その他の者にあっては分団長に、それぞれ届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</u></p>

旧	新
<p>(報酬)</p> <p>第 12 条 団員には、<u>別表第 2</u>に定める年額報酬、出勤報酬及び機械整備報酬を支給する。ただし、休団中の団員には、年額報酬を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(退職記念品等)</u></p> <p>第 13 条 <u>団員が退職したときは、別表第 3 の範囲内で記念品を贈与し、勤続 5 年以上で成績が優秀であったものには、感謝状を併せて授与する。</u></p> <p>(災害見舞金)</p> <p>第 14 条 団員が出勤中<u>水火災その他の災害</u>を受けたときは、別に定めるところにより見舞金を贈与する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 15 条 団員が公務のため旅行する場合は、舞鶴市の常勤の職員の例により費用弁償として旅費を支給する。この場合において、舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)別表の旅費等級の適用については、<u>別表第 4</u>に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例中、消防団又は団員より市長に請求、上申又は報告する書類は、<u>すべて所轄消防署長及び消防長を経由しなければならない</u>。</p> <p><u>別表第 1(第 1 条の 2 関係)</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第 12 条 団員には、<u>別表第 1</u>に定める年額報酬、出勤報酬及び機械整備報酬を支給する。ただし、休団中の団員には、年額報酬を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(災害見舞金)</p> <p>第 13 条 団員が出勤中<u>災害</u>を受けたときは、別に定めるところにより見舞金を贈与する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 14 条 団員が公務のため旅行する場合は、舞鶴市の常勤の職員の例により費用弁償として旅費を支給する。この場合において、舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)別表の旅費等級の適用については、<u>別表第 2</u>に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例中、消防団又は団員より市長に請求、上申又は報告する書類は、<u>全て消防長を経由しなければならない</u>。</p> <p>(削除)</p>

旧		新
名称	区域	
東消防団	字北吸の一部 桃山町 字浜(南消防団の区域を除く。) 浜町 字市場 愛宕浜町 愛宕上町 愛宕中町 愛宕下町 竜宮町 字溝尻の一部 矢之助町 溝尻中町 溝尻町の一部 字泉源寺の一部	
中消防団	字北吸(東消防団の区域を除く。) 字余部上 字余部下 字長浜 字和田 白浜台	
南消防団	字浜の一部 北浜町 南浜町 字森 森町 森本町 丸山町 丸山西町 丸山中町 丸山口町 八反田南町 八反田北町 倉梯町 倉梯中町 七条中町 金屋町 字行永 行永桜通り 行永東町	
与保呂消防団	字常 常新町 字木ノ下 字与保呂 京月町 京月東町 亀岩町	
祖母谷消防団	字溝尻(東消防団の区域を除く。) 溝尻町(東消防団の区域を除く。) 字堂奥 字多門院	
志楽消防団	字泉源寺(東消防団の区域を除く。) 字田中 田中町 字安岡 田園町一丁目 田園町二丁目 安岡町 字小倉 字鹿原 鹿原西町 字吉坂 字松尾	
朝来消防団	字大波上 字大波下 字朝来中 朝来西町 字吉野 字白屋 白屋町 字登尾 字杉山 字笹部 字長内 字岡安	
東大浦消防団	字河辺中 字西屋 字室牛 字河辺由里 字観音寺 字河辺原 字栃尾 字大山 字田井 字成生 字野原	
西大浦消防団	字中田 中田町 字赤野 字多祢寺 字平 字佐波賀 字千歳 字大丹生 字瀬崎 字三浜 字小橋	
西消防団	字大内 大内野町 字南田辺 字北田辺 字本	

旧	新
余内消防団	字職人 字丹波 字平野屋 字竹屋 字寺内 字松陰 字宮津口 字西 字新 字堀上 字紺屋 字引土(中筋消防団の区域を除く。) 字引土新 字朝代 字京口 字円満寺 字東吉原 字西吉原 字魚屋 字伊佐津の一部 字倉谷の一部 字上 安久の一部 字下安久の一部
池内消防団	字倉谷(西消防団の区域を除く。) 字福来 福来間 屋町 昭和台 字天台 天台新町 字清道 清道 新町 清美が丘 字上安 上安東町 字上安久(西 消防団の区域を除く。) 字下安久(西消防団の区域 を除く。)
中筋消防団	字今田 字堀 字池ノ内下 字布敷 字別所 字 上根 字寺田 字白滝 字岸谷
高野消防団	字引土の一部 字真倉 字十倉 字京田 京田新 町 字万願寺 字七日市 字公文名 字伊佐津(西 消防団の区域を除く。) 字境谷
四所消防団	字高野由里 高野台 字女布 女布北町 字野村 寺 字城屋
岡田上消防団	字上福井 字下福井 字喜多 字大君 字吉田 字青井 字白杉
岡田中消防団	字桑飼上 字桑飼下 字地頭 字大俣 字滝ヶ字 呂
岡田下消防団	字長谷 字上漆原 字下漆原 字下見谷 字河原 字西方寺 字富室 字岡田由里
八雲消防団	字久田美 字志高 字大川
神崎消防団	字和江 字丸田 字八田 字八戸地 字三日市 字上東 字下東 字中山 字水間
神崎消防団	字蒲江 字油江 字東神崎 字西神崎

旧			新		
別表第2(第12条関係)			別表第1(第12条関係)		
種別	区分	報酬額	種別	区分	報酬額
年額報酬	団長	72,000 円	年額報酬	団長	147,000 円
	副団長	45,500 円		副団長	96,000 円
	部長	37,000 円		分団長	72,000 円
	班長	37,000 円		副分団長	45,500 円
	団員	36,500 円		部長	39,500 円
出勤報酬	火災出勤	2 時間以内の出勤 1 回につき 2,000 円	出勤報酬	火災出勤	2 時間以内の出勤 1 回につき 2,000 円
	水防出勤			水防出勤	
	救助出勤	2 時間を超える出勤 1 回につき 2,000 円に 2 時間を超える 1 時間までごとに 1,000 円を加えた額		救助出勤	2 時間を超える出勤 1 回につき 2,000 円に 2 時間を超える 1 時間までごとに 1,000 円を加えた額
	警戒出勤	1 回につき 2,000 円		警戒出勤	1 回につき 2,000 円
	警備出勤	1 回につき 1,000 円		警備出勤	1 回につき 1,000 円
	訓練出勤			訓練出勤	
機械整備報酬	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円	機械整備報酬	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円
	小型動力ポンプ付積載車			小型動力ポンプ付積載車	
	搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円		搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円
	小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円		小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円
別表第3(第13条関係)			(削除)		
	階級	3 年以上 5 年未満			
	団長	円			

旧		新	
	5,000		
副団長	3,000		
部長及び班長	2,000		
団員	1,500		
備考 年限は、団員任命のときより起算する。			
別表第4(第15条関係)		別表第2(第14条関係)	
階級	適用等級	階級	適用等級
団長	舞鶴市旅費条例別表の3等の等級	団長	舞鶴市旅費条例別表の2等の等級
副団長		副団長	
部長	舞鶴市旅費条例別表の4等の等級	分団長	舞鶴市旅費条例別表の3等の等級
班長		副分団長	
団員		部長	舞鶴市旅費条例別表の4等の等級
		班長	
		団員	
		改正附則	
		(施行期日)	
		1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	
		(経過措置)	
		2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第1条の2第2項に規定する消防団の団員として任命されている者は、この条例による改正後の第1条の2第2項に規定する舞鶴市消防団の団員として任命された者とみなす。	
		3 及び4 (略)	

舞鶴市防災会議条例旧新対照表

旧	新
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 消防長及び<u>消防団長連絡協議会長</u></p> <p>(7)から(9)まで (略)</p> <p>6から8まで (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 消防長及び<u>消防団長</u></p> <p>(7)から(9)まで (略)</p> <p>6から8まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2から4まで (略)</p>

舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例旧新対照表

旧							新																																																																																																						
附 則 1及び2 (略)							附 則 1及び2 (略) (退職報償金の支給基礎となる階級に関する特例) <u>3 舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例(令和 4 年条例第 号)の施行の日の前日において同条例による改正前の舞鶴市消防団条例(昭和 26 年条例第 13 号)第 1 条の 2 第 2 項に規定する消防団の団長又は副団長であった者のうち、当該階級に属していた期間が同日において11月であるものに対する第3条ただし書の規定の適用については、その者は、当該階級に属していた期間が1年である者とみなす。</u>																																																																																																						
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表							別表(第2条関係) 退職報償金支給額表																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="6">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>5年以上 10年未 満</th> <th>10年以 上15年 未満</th> <th>15年以 上20年 未満</th> <th>20年以 上25年 未満</th> <th>25年以 上30年 未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>円 239,000</td> <td>円 344,000</td> <td>円 459,000</td> <td>円 594,000</td> <td>円 779,000</td> <td>円 979,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>229,000</td> <td>329,000</td> <td>429,000</td> <td>534,000</td> <td>709,000</td> <td>909,000</td> </tr> <tr> <td>部長及び班 長</td> <td>204,000</td> <td>283,000</td> <td>358,000</td> <td>438,000</td> <td>564,000</td> <td>734,000</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>200,000</td> <td>264,000</td> <td>334,000</td> <td>409,000</td> <td>519,000</td> <td>689,000</td> </tr> </tbody> </table>							階級	勤務年数						5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以上	団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	部長及び班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="6">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>5年以上 10年未 満</th> <th>10年以 上15年 未満</th> <th>15年以 上20年 未満</th> <th>20年以 上25年 未満</th> <th>25年以 上30年 未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>円 239,000</td> <td>円 344,000</td> <td>円 459,000</td> <td>円 594,000</td> <td>円 779,000</td> <td>円 979,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>229,000</td> <td>329,000</td> <td>429,000</td> <td>534,000</td> <td>709,000</td> <td>909,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>219,000</td> <td>318,000</td> <td>413,000</td> <td>513,000</td> <td>659,000</td> <td>849,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>214,000</td> <td>303,000</td> <td>388,000</td> <td>478,000</td> <td>624,000</td> <td>809,000</td> </tr> <tr> <td>部長及び班 長</td> <td>204,000</td> <td>283,000</td> <td>358,000</td> <td>438,000</td> <td>564,000</td> <td>734,000</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>200,000</td> <td>264,000</td> <td>334,000</td> <td>409,000</td> <td>519,000</td> <td>689,000</td> </tr> </tbody> </table>							階級	勤務年数						5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以上	団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	部長及び班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000
階級	勤務年数																																																																																																												
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以上																																																																																																							
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000																																																																																																							
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000																																																																																																							
部長及び班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000																																																																																																							
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000																																																																																																							
階級	勤務年数																																																																																																												
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以上																																																																																																							
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000																																																																																																							
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000																																																																																																							
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000																																																																																																							
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000																																																																																																							
部長及び班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000																																																																																																							
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000																																																																																																							
							改正附則 (施行期日)																																																																																																						

旧	新
	1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 2 から4まで (略)

舞鶴市職員の定年等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、舞鶴市職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後において最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年</u>を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務に従事させるた</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき</u>、舞鶴市職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。ただし、病院<u>その他の医療業務を行う施設</u>において医療業務に従事する医師の定年は、年齢<u>70年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは</u>、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定</u></p>

旧	新
<p>め<u>引き続いて勤務</u>させることができる。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できない</u>とき。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意</p>	<p>年退職日において<u>従事している職務</u>に従事させるため、<u>引き続き勤務</u>させることができる。<u>ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、市長の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を</p>

旧	新
<p>を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第 1 項の期限又は第 2 項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第 1 項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 前各項の規定を実施するために必要な<u>手続き</u>は、規則で定める。</p>	<p>得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について、第 1 項の期限又は第 2 項の規定により延長された期限が到来する前に第 1 項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 前各項の規定を実施するために必要な<u>手続き</u>は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制</u> (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p><u>第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p>(1) <u>舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)第 7 条の 2 第 1 項に規定する職</u></p> <p>(2) <u>舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 39 年条例第 9 号)第 15 条に規定する職(病院その他の医療業務を行う施設において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)</u> (管理監督職勤務上限年齢)</p> <p><u>第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。</u> (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p><u>第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第 10 条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号</u></p>

旧	新
	<p><u>に規定する標準職務遂行能力(次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に</u></p>

旧	新
	<p>補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業</u></p>

旧	新
	<p><u>務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u> (異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p><u>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> (異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u> (定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及</u></p>

旧	新			
	<p><u>び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する組合をいう。)の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(雑則)</u></p> <p><u>第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 1305 2002 1347"> <tr> <td>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</td> <td>61 年</td> <td>66 年</td> </tr> </table>	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年	66 年
令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年	66 年		

旧	新									
	<table border="1" data-bbox="1182 269 2011 387"> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> <td>67年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> <td>68年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> <td>69年</td> </tr> </table> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>4 <u>任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)</u>が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。))<u>にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする</u>とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。 (勤務延長に関する経過措置)</p> <p>2 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に</p>	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年								

旧	新
	<p>第 1 条の規定による改正前の舞鶴市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の舞鶴市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、基準日(施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年(新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第 3 条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)(以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することが</p>

旧	新
	<p>きない。</p> <p>4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。 (定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者</p> <p>(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</p> <p>(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をさ</p>

旧	新
	<p>れたことがある者</p> <p>6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者</p> <p>(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</p> <p>(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者</p> <p>7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</p> <p>8 暫定再任用職員(附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、</p>

旧	新
	<p>第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。(以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。</p> <p>9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。</p> <p>10 任命権者は、附則第 5 項の規定によるほか、組合(市が加入する組合をいう。次項、附則第 16 項及び第 17 項において同じ。)における附則第 5 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>11 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、附則第 6 項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>12 前 2 項の場合においては、附則第 7 項から第 9 項までの規定を準用する。</p> <p>13 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 5 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めて</p>

旧	新
	<p>いるものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。附則第 16 項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>14 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 6 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第 17 項及び第 26 項において同じ。)に達している者(新条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>15 前 2 項の場合においては、附則第 7 項から第 9 項までの規定を準用する。</p> <p>16 任命権者は、附則第 13 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 5 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の</p>

旧	新
	<p>職に採用することができる。</p> <p>17 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、附則第 14 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 6 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第 13 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>18 前 2 項の場合においては、附則第 7 項から第 9 項までの規定を準用する。 (令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢)</p> <p>19 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。 (1) 施行日以後に新たに設置された職 (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職</p> <p>20 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。 (令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)</p> <p>21 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。 (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職 (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職</p>

旧	新
	<p style="text-align: center;">務の職</p> <p>22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。 (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)</p> <p>23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。 (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。) (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)</p> <p>24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。</p> <p>25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。 (定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)</p> <p>26 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この項において</p>

旧	新
	<p>同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)</p> <p>27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。</p> <p>28 から 42 まで (略)</p> <p>(委任)</p> <p>43 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。</p> <p>44 及び 45 (略)</p>

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(再任用職員の給料月額)</p> <p><u>第3条の2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>2 <u>地方公務員法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>(初任給、昇給、昇格等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則の定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</u></p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p><u>第3条の2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、次条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>(初任給、昇給、昇格等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則で定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める</u></p>

旧	新
<p>8 から 10 まで (略) (通勤手当)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(再任用短時間勤務職員にあっては、1 箇月当たりの通勤回数を考慮してその額の範囲内において規則で定める額)とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が 55,000 円を超えるときは 55,000 円)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の 1 箇月の通勤に要する費用の額に相当する額(以下「費用相当額」という。)(その額が 55,000 円を超えるときは 55,000 円)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第 21 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p>	<p><u>基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8 から 10 まで (略) (通勤手当)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、1 箇月当たりの通勤回数を考慮してその額の範囲内において規則で定める額)とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が 55,000 円を超えるときは 55,000 円)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の 1 箇月の通勤に要する費用の額に相当する額(以下「費用相当額」という。)(その額が 55,000 円を超えるときは 55,000 円)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第 21 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p>

旧	新
<p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(<u>第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は、100分の175</u>)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手</p>	<p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には、100分の175</u>)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手</p>

旧	新
<p>当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する規則で定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略) (期末手当)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 67.5」とする。</p> <p>4 から 6 まで (略)</p> <p>第 30 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 30 条の 4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、<u>そ</u></p>	<p>当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175) から第 1 項に規定する規則で定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略) (期末手当)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 67.5」とする。</p> <p>4 から 6 まで (略)</p> <p>第 30 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 30 条の 4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当</u></p>

旧	新
<p><u>の者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略) (非常勤職員に対する給与)</p> <p>第35条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)に対する給与の支給については、別に定める。 (<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第36条 <u>第7条の3</u>、第10条から第17条まで及び第17条の3の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1から6まで (略) (平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の寒冷地手当)</p>	<p><u>該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略) (非常勤職員に対する給与)</p> <p>第35条 非常勤職員(<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>を除く。)に対する給与の支給については、別に定める。 (<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第36条 <u>第4条第3項</u>から第10項まで、<u>第7条の3</u>、第10条から第17条まで及び第17条の3の規定は、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1から6まで (略)</p>

旧	新
<p><u>7 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に限り、平成 18 年 10 月 31 日(以下「基準日」という。)に在職する職員(規則で定める職員を除く。)で次項に規定するものに対して、寒冷地手当を支給する。基準日の翌日から規則で定める日までの間に新たに職員となった者(規則で定める者を除く。)に対しても、同様とする。</u></p>	<p><u>7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(附則第 9 項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p>
<p><u>8 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が 3 人以上ある職員にあっては 27,500 円とし、扶養親族が 1 人又は 2 人ある職員にあっては 16,300 円とする。</u></p>	<p><u>8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</u></p> <p><u>(2) 舞鶴市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 17 号)第 3 条ただし書に規定する職員</u></p> <p><u>(3) 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間(同法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 地方公務員法第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員(同法第 28 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p>
<p><u>9 附則第 7 項後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、寒冷地手当の支給を受けることとなった日における当該職員の世帯等の区分をもって基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出される同項の規定による寒冷地手当の額の範囲内で、規則で定める額とする。</u></p>	<p><u>9 地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 11 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 7 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基</u></p>

旧	新
<p>10 <u>附則第7項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、規則で定める期間内に、次に掲げる事由が生じた場合(規則で定める場合を除く。)には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。</u></p> <p>(1) <u>世帯等の区分の変更</u></p> <p>(2) <u>職員でなくなること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、規則で定める事由</u></p> <p>11 <u>豪雪があった場合においては、附則第7項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員に、当該支給額のほか、7,500円を寒冷地手当として支給する。</u></p> <p>12 <u>附則第7項から前項までの規定は、再任用職員には適用しない。</u></p> <p>13 <u>平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間、第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び寒冷地手当」と、第34条の2第2項、第4項及び第6項本文中「及び期末手当」とある</u></p>	<p><u>礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>10 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>11 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>12 <u>附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>13 <u>附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

旧	新
<p>のは「<u>、期末手当及び寒冷地手当</u>」とする。</p>	
<p>14 <u>附則第7項から前項までに定めるもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	(削除)
<p>(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間の地域手当)</p>	
<p>15 <u>平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に限り、職員に対して、地域手当を支給する。</u></p>	(削除)
<p>16 <u>地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)</u>とする。</p>	(削除)
<p>(1) <u>平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の3</u></p>	
<p>(2) <u>平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の2</u></p>	
<p>(3) <u>平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の1</u></p>	
<p>17 <u>地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</u></p>	(削除)
<p>18 <u>平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、第2条中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、地域手当」と、第25条第1項中「月額」とあるのは「月額及びこれに対する地域手当の月額(1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下同じ。)</u>の合計額」と、第30条第4項中「月額」とあるのは「月額並びにこれらに対する地域手当の月額」と、同条第5項中「月額」とあるのは「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、第30条の4第2項第1号中「月額」とあるのは「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」と、同条第3項中「月額」とあるのは「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、第34条の2第2項、第4項、第5項及び第6項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、地域手当」とする。</p>	(削除)
<p>(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)</p>	
<p>19 <u>平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条</u></p>	(削除)

旧	新
<p><u>第2項及び第3項並びに第30条の4第2項の規定の適用については、第30条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第30条の4第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。</u> <u>(平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間の住居手当に関する特例措置)</u></p>	
<p><u>20 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、自己の所有に係る住宅(これに準ずるもので規則で定めるものを含む。)に居住している世帯主である職員に対して、住居手当を支給する。</u></p>	(削除)
<p><u>21 前項の規定により支給する住居手当の月額を、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</u> <u>(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 2,400円</u> <u>(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 1,200円</u> <u>(平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給与に関する特例措置)</u></p>	(削除)
<p><u>22 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(次項及び附則第24項において「特例期間」という。)においては、第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第16号)附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。以下この項及び次項において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(次項において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手</u></p>	(削除)

旧			新
<p><u>当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</u></p>			
給料表	職務の級	割合	
行政職給料表	2 級以下	100 分の 4.77	
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77	
	7 級以上	100 分の 9.77	
教育職給料表	1 級及び 2 級(40 号給以下に限る。)	100 分の 4.77	
	2 級(41 号給以上に限る。)	100 分の 7.77	
	3 級		
<p><u>23 特例期間においては、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 1 年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</u></p>			(削除)
<p><u>24 特例期間においては、第 34 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定による給与の支給に当たっては、これらの項の規定により算出した給与額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>(1) 第 34 条の 2 第 1 項又は第 3 項 附則第 22 項本文に定める額</p> <p>(2) 第 34 条の 2 第 2 項又は第 4 項 附則第 22 項本文に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額</p> <p>(3) 第 34 条の 2 第 5 項又は第 6 項 附則第 22 項本文に定める額に、同条第 5 項又は第 6 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p>			(削除)
<p><u>25 前 3 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、</u></p>			(削除)

旧	新
<p><u>これを切り捨てるものとする。</u> <u>(特定の職務の廃止に伴う給料に関する特例措置)</u></p> <p>26 <u>平成 29 年 4 月 1 日(以下この項において「切替日」という。)の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、切替日に行われる特定の職務の廃止により職務の級が 5 級から 4 級となるものの給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しない場合は、令和 2 年 3 月 31 日までの間(舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 17 号)附則第 7 項の規定による給料が支給される場合にあつては、その期間を除く。)、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u> <u>(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の給与に関する特例措置)</u></p> <p>27 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間(次項及び附則第 29 項において「特例期間」という。)においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの(次項及び附則第 29 項において「特定職員」という。)に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に 100 分の 3 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</u></p> <p>28 <u>特例期間においては、特定職員に係る第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 1 年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額に 100 分の 3 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>29 <u>特例期間においては、特定職員に対する第 34 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定による給与の支給に当たっては、これらの項の規定により算出した給与額から、当該特定職員に適用される次の各号</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

旧										新									
<p>に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 第34条の2第1項又は第3項 附則第27項本文に定める額</p> <p>(2) 第34条の2第2項又は第4項 附則第27項本文に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 第34条の2第5項又は第6項 附則第27項本文に定める額に、同条第5項又は第6項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>30 前3項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>										<p>(削除)</p>									
別表第1(第3条関係)										別表第1(第3条関係)									
行政職給料表										行政職給料表									
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額			給料月額	給料月額													
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900		

旧									新									
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	務 職 員 以 外 の 職 員	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100		11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200		12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600		23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100		24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500		25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800		26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100		27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300		28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300		29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000		30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800		31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500		32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200		33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000		34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700		35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300		36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800		37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800

旧									新								
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

旧							新										
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			

旧								新							
94		294,900	342,600					94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100					95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500					96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700					97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100					98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500					99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800					100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100					101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500					102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900					103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300					104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800					105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200					106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600					107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000					108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500					109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900					110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200					111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500					112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000					113		300,800	350,000				
114		301,000						114		301,000					
115		301,300						115		301,300					
116		301,700						116		301,700					
117		301,900						117		301,900					
118		302,100						118		302,100					
119		302,400						119		302,400					
120		302,700						120		302,700					
121		303,100						121		303,100					

旧										新									
	122		303,300								122		303,300						
	123		303,600								123		303,600						
	124		303,900								124		303,900						
	125		304,200								125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円							
												187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

改正附則
(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。

2 から 27 まで (略)
(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

28 第2条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第7項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務して

旧	新
	<p>いる職員には適用しない。</p> <p>29 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び附則第 33 項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される舞鶴市職員の給与に関する条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>30 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 14 条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>31 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される舞鶴市職員の給与に関する条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。</p> <p>33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新</p>

旧	新
	<p>給与条例第 30 条第 3 項の規定を適用する。</p> <p>34 新給与条例第 30 条の 4 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年条例第 号)附則第 5 項、第 6 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>35 新給与条例第 4 条第 3 項から第 10 項まで、第 7 条の 3、第 10 条から第 17 条まで及び第 17 条の 3 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>36 から 45 まで (略)</p>

舞鶴市の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)第20条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、その発令の日に受ける給料の額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)第20条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から 45 まで (略)</p>

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第3条の2中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(舞鶴市の休日定める条例(平成3年条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第3条の2中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した</p>

旧	新
<p>者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の 21 日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>給料月額</u>」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。<u>次条第 2 項及び第 6 条</u>において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第 12 条第 1 項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、<u>その者が次の各号に掲げるものに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p><u>第 3 条の 2 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</u>又はその者の非違によることなく勸奨を受</p>	<p>者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、<u>退職の日におけるその者の給料の日額の 21 日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額</u>」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。<u>以下この項、次条第 2 項並びに第 6 条第 1 項第 4 号及び第 2 項</u>において同じ。)又は死亡によらず、<u>かつ、第 8 条の 4 第 11 項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第 12 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 6 条の 3 の 2 第 4 項において「自己都合等退職者」という。)</u>に対する退職手当の基本額は、<u>自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p><u>第 3 条の 2 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p>

旧	新
<p><u>けて退職した者であって任命権者が市長と協議して定めたものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u> (2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u> (3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p>	<p>(1) <u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u> (2) <u>法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u> (3) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u> (4) <u>第8条の4第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 <u>職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき退職したもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長と協議して定めたものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p>	<p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u> (2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u> (3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u> (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u> (2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u> (3) <u>第8条の4第11項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき</u></p>	<p>第6条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u> (2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u> (3) <u>第8条の4第11項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき</u></p>

旧	新
<p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u> (2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u> (3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u> (4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p>	<p><u>期日に退職した者</u> (4) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u> (5) <u>25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u> (6) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u> (7) <u>25年以上勤続し、第8条の4第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p>
<p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p>
<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第6条の2の2 <u>第6条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前(25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で、任命権者が市長と協議して定めるものにあつては、定年に達する日以後における最初の3月31日から1年前)までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄</u></p>	<p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u> (1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u> (2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u> (3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u> (4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u> (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>
<p>第6条の2の2 <u>第6条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前(25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で、任命権者が市長と協議して定めるものにあつては、定年に達する日以後における最初の3月31日から1年前)までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄</u></p>	<p>第6条の2の2 <u>第3条の2第1項第4号及び第6条第1項(第1号及び第5号を除く。)</u>に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第3条の2第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

旧			新		
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	第3条の2第1項及び第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、	第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、	第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、

旧		新	
	かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条、第3条の2及び前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額		かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条、第3条の2及び前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
<u>(勸奨の要件)</u>		<u>(退職の理由の記録)</u>	
<u>第6条の3 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。</u>		<u>第6条の3 任命権者は、第3条の2第1項第3号及び第6条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、市長が定めるところにより、記録を作成しなければならない。</u>	
(退職手当の調整額)		(退職手当の調整額)	
第6条の3の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。		第6条の3の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。	
(1)から(7)まで (略)		(1)から(7)まで (略)	
2及び3 (略)		2及び3 (略)	

旧	新
<p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち<u>自己都合退職者</u>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>自己都合退職者</u>以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(3) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等として引き続きた在職期間及び職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となり、引き続き、職員以外の地方公務員等として在職した後、引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。ただし、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計</p>	<p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち<u>自己都合等退職者</u>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>自己都合等退職者</u>以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(3) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等として引き続きた在職期間及び職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となり、引き続き、職員以外の地方公務員等として在職した後、引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。ただし、<u>退職により</u>、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当</p>

旧	新
<p>算の基礎となるべき在職期間が、その者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数(1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>6 から 10 まで (略)</p>	<p>該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数(1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>6 から 10 まで (略)</p> <p><u>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</u></p> <p><u>第 8 条の 4 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 15 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項各号の別</u></p> <p><u>(2) 第 11 項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</u></p> <p><u>(3) 募集する人数</u></p> <p><u>(4) 募集の期間</u></p> <p><u>(5) 募集の対象となるべき職員の範囲</u></p> <p><u>(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨</u></p> <p><u>(7) 第 9 項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げに係る手続</u></p>

旧	新
	<p><u>(8) 第 12 項の規定による通知の予定時期</u></p> <p><u>(9) 第 7 項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数</u></p> <p><u>(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先</u></p> <p><u>(11) その他規則で定める事項</u></p> <p><u>3 任命権者は、募集実施要項に前項第 5 号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に 1 を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第 1 項第 2 号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。</u></p> <p><u>5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。</u></p> <p><u>6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p><u>7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。</u></p> <p><u>8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p><u>9 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者</u></p>

旧	新
	<p><u>(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者</u></p> <p><u>(3) 第 2 項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者</u></p> <p><u>(4) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第 11 項第 2 号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</u></p> <p><u>10 前項の規定による応募又は応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。</u></p> <p><u>11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第 2 項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 応募が募集実施要項又は第 9 項の規定に適合しない場合</u></p> <p><u>(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合</u></p> <p><u>(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対</u></p>

旧	新
	<p><u>し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</u></p> <p><u>(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</u></p> <p><u>12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員(以下この項及び次項において「認定応募者」という。)が第16項第3号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</u></p> <p><u>15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</u></p> <p><u>(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。</u></p>

旧	新
<p>(予告を受けない退職者の退職手当)</p> <p>第9条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条又は船員法(昭和22年法律第100号)第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、<u>一般の退職手当の額</u>に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)</p>	<p>(3) <u>募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき(前2号に掲げるときを除く。)</u></p> <p>(4) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)</u>又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) <u>第9項の規定により応募を取り下げたとき。</u></p> <p>17 <u>任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項(第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。)</u>及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。</p> <p>(予告を受けない退職者の退職手当)</p> <p>第9条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条又は船員法(昭和22年法律第100号)第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又</p>

旧	新
<p>であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が認める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p> <p>5から10まで (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる</p>	<p>は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が認める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)</u>は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</p> <p>5から10まで (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる</p>

旧	新
<p>者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12から17まで (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号</p>	<p>者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12から17まで (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号</p>

旧	新
<p>に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 から 10 まで (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第 14 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 から 10 まで (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第 14 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>

旧	新
<p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合<u>にあつては</u>、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に対</p>	<p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合<u>には</u>、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用短</u></p>

旧	新
<p>する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第 17 条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 5 項又は前条第 3 項において準用する舞鶴市行政手続条例第 15 条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から</p>	<p><u>時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第 17 条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第 6 項までに同じ。)に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 5 項又は前条第 3 項において準用する舞鶴市行政手続条例第 15 条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から</p>

旧	新
<p>第 5 項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第 13 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をし</p>	<p>第 5 項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第 13 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をし</p>

旧	新
<p>た者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6 から 8 まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p>5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年条例第 13 号。以下「昭和 48 年条例第 13 号」という。)附則第 3 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条、第 3 条の 2 及び第 6 条から第 6 条の 2 の 2 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条の 3 の 3 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 5 項」とする。</p>	<p>た者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6 から 8 まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p>5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年条例第 13 号。以下「昭和 48 年条例第 13 号」という。)附則第 3 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条、第 3 条の 2 及び第 6 条から第 6 条の 2 の 2 まで<u>並びに附則第 12 項から第 20 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条の 3 の 3 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 5 項」とする。</u></p>

旧	新
<p>6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(昭和48年条例第13号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(昭和48年条例第13号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2及び附則第15項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(昭和48年条例第13号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(昭和48年条例第13号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第6条又は附則第13項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>8 <u>平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間の第6条第4項の規定の適用については、同項中「月額」とあるのは、「月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>9 (略) <u>(平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の退職手当の額の算出)</u></p>	<p>8 (略)</p>
<p>10 <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における退職手当の額の算出については、舞鶴市職員の給与に関する条例附則第22項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</u> <u>(職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員に対する退職手当の額の算出)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>11 <u>平成28年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日において、舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第17号。以下「平成28年改正給与条例」という。)第2条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例別表第1に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員に対する退職手当の額の算出については、平成28年改正給与条例附則第4項の規定にかかわらず、当該最高の号給又は</u></p>	<p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>給料月額をその者の切替日における号給又は給料月額とみなした 場合において、その者が退職の日に受けるべき給料月額に基づいて 行うものとする。</u></p> <p>(令和4年3月31日以前に退職した職員に対する退職手当の特例)</p> <p>12 <u>令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項 の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで 」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める 理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号 に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市 長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために 必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適 当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第 2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で 用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長 あつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者と が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を して規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基 準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの 」と する。</u></p> <p><u>(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の退職手当の額 の算出)</u></p> <p>13 <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における舞鶴 市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受</u></p>	<p>(令和7年3月31日以前に退職した職員に対する退職手当の特例)</p> <p>9 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の 規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」 とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由に より就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げ る者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職 業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である と認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定 する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、 法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法 同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則 第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進す で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照ら るために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う して再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定 することが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) する職業指導を行うことが適当であると認めたもの 」とする。</u></p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>ける職員でその職務の級が6級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第27項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</u></p> <p><u>(常時勤務に服することを要しない者の退職手当の特例)</u></p>	<p><u>(常時勤務に服することを要しない者の退職手当の特例)</u></p>
<p><u>14</u> (略)</p>	<p><u>10</u> (略)</p>
<p><u>15</u> (略)</p>	<p><u>11</u> (略)</p>
	<p><u>(令和5年4月1日以後に退職する職員に対する退職手当の特例)</u></p> <p><u>12 当分の間、第3条の2第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「<u>、第6条又は附則第12項</u>」とする。</p> <p><u>13 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)</u>に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「<u>、第6条又は附則第13項</u>」とする。</p> <p><u>14 前2項の規定は、舞鶴市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第17号)第3条ただし書に規定する職員(以下「医療業務従事職員」という。)</u>が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p> <p><u>15 舞鶴市職員の給与に関する条例附則第7項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p><u>16 当分の間、第6条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第6条の2の2の規定の適用については、同条本文中「定年</u></p>

旧	新				
	<p>に達する日」とあるのは「定年(附則第14項に規定する医療業務従事職員(以下「医療業務従事職員」という。)以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。)に達する日」と、同条の表第3条の2第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢1年につき」とあるのは「その者に係る定年(医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p> <p>17 当分の間、第6条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(市長が定める者を除く。)に対する第6条の2の2の規定の適用については、同条本文中「6月」とあるのは、「0月」とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 863 1984 943"> <tr> <td>医療業務従事職員以外の者</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>医療業務従事職員</td> <td>65歳</td> </tr> </table> <p>18 当分の間、第6条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第6条の2の2の規定の適用及び第8条の4の規定の適用については、第6条の2の2本文及び第8条の4第1項第1号中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第6条の2の2本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の4第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>19 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第6条の2の2の規定の適用につい</p>	医療業務従事職員以外の者	60歳	医療業務従事職員	65歳
医療業務従事職員以外の者	60歳				
医療業務従事職員	65歳				

旧	新
	<p>ては、同条の表第3条の2第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「<u>附則第17項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合</u>」とする。</p> <p>20 <u>当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第6条の2の2の規定の適用については、同条の表第3条の2第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から35まで (略) (舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>36 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(定年前再任用短時間勤務職員及び舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第</p>

旧	新
	<p>号)附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)とする。</p> <p>37 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。</p> <p>38 新退職手当条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。</p> <p>39 から 45 まで (略)</p>

舞鶴市職員の分限に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(降給の種類)</p> <p>第3条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条の3 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第3条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 <u>舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)附則第7項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>4 <u>第4条第2項の規定は、舞鶴市職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同</u></p>

旧	新
	<p><u>項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から 45 まで (略)</p>

舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 舞鶴市の企業職員で常時勤務する職員並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与は、給料及び諸手当とする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第 19 条 非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、職員の給与との均衡を考慮して支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第 20 条 第 4 条、第 4 条の 3、第 14 条及び第 16 条の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条の 2、第 14 条及び第 16 条の規定は、育児休業法第 18 条第 1 項又は任期付職員条例第 4 条の規定により採用された法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 舞鶴市の企業職員で常時勤務する職員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与は、給料及び諸手当とする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第 19 条 非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、職員の給与との均衡を考慮して支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第 20 条 第 4 条、第 4 条の 3、第 14 条及び第 16 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条の 2、第 14 条及び第 16 条の規定は、育児休業法第 18 条第 1 項又は任期付職員条例第 4 条の規定により採用された地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第 10 条第 2 項、第 4 項及び第 11 項並びに附則第 12 項の改正規定並びに附則第 27 項、第 37 項及び第 38 項の規定は、公布の日から施行する。</p>

旧	新
	<p>2 から 38 まで (略) (舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>39 暫定再任用職員については、舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条、第 4 条の 3、第 14 条及び第 16 条の規定は、適用しない。</p> <p>40 から 45 まで (略)</p>

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(月額の手当額の特例)</p> <p>第 13 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に対する月額の特殊勤務手当の額は、月額の特殊勤務手当の額を定めるこの条例の規定にかかわらず、これらの規定に基づき支給されるべき額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、<u>その端数</u>を切り捨てた額)とする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月額の特殊勤務手当を支給する場合において、次の各号に掲げる職員については、日割計算により算出した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、<u>その端数</u>を切り捨てた額)を支給する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>4 月額の特殊勤務手当の支給を受ける職員で支給期間内に欠勤(給与条例第 8 条(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員(次項において「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、会計年度任用職員給与条例第 9 条)の規定の適用を受ける欠勤に限る。以下同じ。)をした日があるものについては、その欠勤をした日数に応じ、日割計算により減額した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、<u>その端数</u>を切り捨てた額)を支給する。</p> <p>5 及び 6 (略)</p>	<p>(月額の手当額の特例)</p> <p>第 13 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に対する月額の特殊勤務手当の額は、月額の特殊勤務手当の額を定めるこの条例の規定にかかわらず、これらの規定に基づき支給されるべき額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、<u>これを</u>切り捨てた額)とする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月額の特殊勤務手当を支給する場合において、次の各号に掲げる職員については、日割計算により算出した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、<u>これを</u>切り捨てた額)を支給する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>4 月額の特殊勤務手当の支給を受ける職員で支給期間内に欠勤(給与条例第 8 条(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員(次項において「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、会計年度任用職員給与条例第 9 条)の規定の適用を受ける欠勤に限る。以下同じ。)をした日があるものについては、その欠勤をした日数に応じ、日割計算により減額した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、<u>これを</u>切り捨てた額)を支給する。</p> <p>5 及び 6 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p>

旧	新
	<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から45まで (略)</p>

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新						
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 舞鶴市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 舞鶴市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>給与条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第18条第2項</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">再任用短時間勤務職員</td> <td style="width: 70%;">育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)</td> </tr> </table>	第18条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第18条第2項</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">定年前再任用短時間勤務職員</td> <td style="width: 70%;">育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)</td> </tr> </table>	第18条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
第18条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)					
第18条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)					

旧			新		
第 21 条 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第 25 条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする	第 21 条 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第 25 条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第 21 条 第 4 項	第 2 項	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 17 条	第 21 条 第 4 項	第 1 項	第 1 項(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第 21 条 第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 17 条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする	第 21 条 第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 17 条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第 30 条 第 4 項	給料、	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 17 条第 1 項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額並びに	第 30 条 第 4 項	給料、	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 17 条第 1 項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額並びに
第 30 条 第 4 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額			

旧			新		
5 項			第 30 条 第 5 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 30 条 第 6 項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則	第 30 条 第 6 項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則
第 30 条 第 4 項 第 3 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額	第 30 条 第 4 項 第 3 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
<p>(育児短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第 18 条 育児短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 3 年条例第 24 号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第 18 条 育児短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 3 年条例第 24 号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第 13 条	地方公務員法(昭和 25 年 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 17 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)	第 13 条	地方公務員法(昭和 25 年 261 号)第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 17 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)
	第 2 条第 3 項	第 2 条第 2 項		第 2 条第 3 項	第 2 条第 2 項
第 14 条 第 6 項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等	第 14 条 第 6 項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
<p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p>			<p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p>		

旧			新		
<p>第 21 条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給与条例第 3 条、<u>第 3 条の 2 第 2 項</u>及び第 4 条の規定にかかわらず、<u>第 3 条及び第 4 条</u>の規定により定められる額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の 1 週間当たりの勤務時間を同条第 1 項の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第 21 条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給与条例第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、<u>これらの</u>規定により定められる額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の 1 週間当たりの勤務時間を同条第 1 項の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>給与条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第 18 条 第 2 項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 21 条第 1 項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)	第 18 条 第 2 項	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 21 条第 1 項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)
第 21 条 第 2 項及び第 3 項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員	第 21 条 第 2 項及び第 3 項並びに第 36 条	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第 36 条	再任用職員	短時間勤務職員			
<p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第 22 条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、<u>次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			<p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第 22 条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、<u>同条例第 13 条中「第 2 条第 3 項」とあるのは、「第 2 条第 4 項」とする。</u></p> <p>(削除)</p>		
第 13 条及び第 14 条 第 6 項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員			
第 13 条	第 2 条第 3 項	第 2 条第 4 項			

旧	新
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 23 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 24 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p><u>(平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)</u></p> <p>4 <u>平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、第 25 条の規定の適用については、同条中「給与条例第 25 条」とあるのは「給与条例附則第 23 項」とする。</u></p> <p><u>(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)</u></p> <p>5 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間においては、給</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 23 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 24 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p><u>(給与条例附則第 7 項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</u></p> <p>4 <u>育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第 7 項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする」とする。</u></p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第25条の規定の適用については、同条中「給与条例第25条」とあるのは、「給与条例附則第28項」とする。</u></p>	<p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から 45 まで (略)</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例

旧	新
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 及び 5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び前条第 4 項の職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員等</u>については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 及び 5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び前条第 4 項の職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>

旧	新
<p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につきこれを定め、当該期間内に8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては8以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は公務の運営上の事情(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、52週を超えない範囲内で、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。)の勤務時間、</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につきこれを定め、当該期間内に8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては8以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は公務の運営上の事情(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、52週を超えない範囲内で、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。)の勤</p>

旧	新
<p>休暇等については、別に定める。</p>	<p>務時間、休暇等については、別に定める。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から 39 まで (略)</p> <p>(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>40 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。</p> <p>41 から 45 まで (略)</p>

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職務に復帰した職員等に関する舞鶴市職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第6条第1項及び第6条の3の2第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第3条の2第2項、第6条第2項及び第6条の3の2第</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) <u>舞鶴市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職務に復帰した職員等に関する舞鶴市職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例<u>第3条の2第2項</u>、第6条第1項及び第6条の3の2第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第3条の2第2項、第6条第2項及</p>

旧	新
<p>1 項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>(採用された職員に関する退職手当条例の特例)</p> <p>第 16 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第 6 条第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第 3 条の 2 第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する通勤による傷病とみなす。</p>	<p>び第 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>(採用された職員に関する退職手当条例の特例)</p> <p>第 16 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第 3 条の 2 第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第 3 条の 2 第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第 10 条第 2 項、第 4 項及び第 11 項並びに附則第 12 項の改正規定並びに附則第 27 項、第 37 項及び第 38 項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から 40 まで (略)</p> <p>(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>41 第 10 条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(以下「新公益的法人等派遣条例」という。)第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>42 附則第 2 項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新条例第 4 条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新公益的法人等派遣条例の規定を適用する。</p> <p>43 から 45 まで (略)</p>

舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、前年度における人事行政の運営の状況に関し、毎年10月末日までに、市長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、前年度における人事行政の運営の状況に関し、毎年10月末日までに、市長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から45まで (略)</p>

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 <u>特定任期付職員</u>には、別表の特定任期付職員給料表を適用する。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「<u>管理監督職員</u>」という。)とあるのは「<u>管理監督職員</u>」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>2 一般任期付職員等に対する給与条例第3条の2の規定の適用については、<u>同条第1項中「再任用職員」という。)</u>とあるのは「<u>再任用職員</u>」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は<u>短時間勤務職員</u>」と、同条第2項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された<u>短時間勤務職員</u>」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 <u>特定任期付職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下同じ。)</u>には、別表の特定任期付職員給料表を適用する。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「<u>管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「管理監督職員」という。)</u>」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>2 一般任期付職員等に対する給与条例第3条の2の規定の適用については、<u>同条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員」と、「<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>当該職員</u>」と、「額に」とあるのは「<u>額とし、同条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に</u>」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」とする。</p>

旧	新
<p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 18 条第 2 項並びに第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、給与条例第 18 条第 2 項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u>(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)」と、給与条例第 21 条第 2 項及び第 3 項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とする。</p>	<p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 18 条第 2 項並びに第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、給与条例第 18 条第 2 項中「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)」と、給与条例第 21 条第 2 項及び第 3 項中「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>任期付短時間勤務職員</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第 10 条第 2 項、第 4 項及び第 11 項並びに附則第 12 項の改正規定並びに附則第 27 項、第 37 項及び第 38 項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から 45 まで (略)</p>

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表

旧			新		
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第 13 条 給与条例第 21 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第 13 条 給与条例第 21 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第 21 条第 1 項	<p>正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員</p>	<p>当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員</p>	第 21 条第 1 項	<p>正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員</p>	<p>当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員</p>
	<p>第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額</p>	<p>舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額</p>		<p>第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額</p>	<p>舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額</p>
第 21 条第 3 項	<p>勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間</p>	<p>舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第 17 号。以下「会計年度任用職員勤務時間条例」という。)第 6 条の規定により、あらかじめ会計年度任用職員勤務時間条例第 4 条第 2 項又は第 5 条の規定に</p>	第 21 条第 3 項	<p>勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間</p>	<p>舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第 17 号。以下「会計年度任用職員勤務時間条例」という。)第 6 条の規定により、あらかじめ会計年度任用職員勤務時間条例第 4 条第 2 項又は第 5 条の規定に</p>

旧			新		
		より割り振られた 1 週間の正規の勤務時間			より割り振られた 1 週間の正規の勤務時間
	全時間(再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める時間を除く。)	全時間		全時間(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める時間を除く。)	全時間
	第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額	会計年度任用職員給与条例第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額		第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額	会計年度任用職員給与条例第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額
第 21 条第 4 項	第 1 項(第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定	第 1 項の規定	第 21 条第 4 項	第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額	会計年度任用職員給与条例第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額
	第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額	会計年度任用職員給与条例第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額			
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第 20 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、<u>当該端数</u>を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>(時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第 23 条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この章において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額(時間額により報酬を定</p>			<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第 20 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、<u>これを</u>切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>(時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第 23 条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この章において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額(時間額により報酬を定</p>		

旧	新
<p>められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該時間額。以下この条及び第 25 条において同じ。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 100 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が 1 月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p>	<p>められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該時間額。以下この条及び第 25 条において同じ。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 100 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が 1 月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第 10 条第 2 項、第 4 項及び第 11 項並びに附則第 12 項の改正規定並びに附則第 27 項、第 37 項及び第 38 項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から 45 まで (略)</p>

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第13号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条、第3条の2又は第6条</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条、第3条の2及び第6条から第6条の2の2までの規定</u>により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項又は新条例第6条の2</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第6条</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>舞鶴市職員の退職手当に関する条例第3条、第3条の2若しくは第6条又は附則第12項若しくは第13項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条、第3条の2及び第6条から第6条の2の2まで並びに附則第12項から第20項</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>舞鶴市職員の退職手当に関する条例第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項又は同条例第6条の2及び附則第15項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>舞鶴市職員の退職手当に関する条例第6条又は附則第13項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項</p>

旧	新
	及び第 38 項の規定は、公布の日から施行する。 2 から 45 まで (略)

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年条例第 17 号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則 (適用区分)</p> <p>第 2 条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条、第 3 条の 2、第 6 条、第 6 条の 2 及び附則第 5 項から第 7 項まで並びに附則第 7 条の規定による改正前の舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年条例第 13 号。以下この条及び次条において「条例第 13 号」という。)附則第 3 項から第 5 項までの規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 6 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 83.7)を乗じて得た額が、<u>新条例</u>第 2 条の 3 から第 3 条の 2 まで、第 6 条から第 6 条の 2 の 2 まで、第 6 条の 3 の 2 及び第 6 条の 3 の 3 並びに附則第 5 項から第 7 項まで、附則第 4 条、附則第 5 条並びに附則第 7 条の規定による改正後の条例第 13 号附則第 3 項から第 5 項までの規定により計算した退</p>	<p>附 則 (適用区分)</p> <p>第 2 条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 3 条、第 3 条の 2、第 6 条、第 6 条の 2 及び附則第 5 項から第 7 項まで並びに附則第 7 条の規定による改正前の舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年条例第 13 号。以下この条及び次条において「条例第 13 号」という。)附則第 3 項から第 5 項までの規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 6 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 83.7)を乗じて得た額が、<u>舞鶴市職員の退職手当に関する条例</u>第 2 条の 3 から第 3 条の 2 まで、第 6 条から第 6 条の 2 の 2 まで、第 6 条の 3 の 2 及び第 6 条の 3 の 3 並びに附則第 5 項から第 7 項まで、附則第 4 条、附則第 5 条並びに附則第 7 条の規定による改正後の条例第 13 号附則第 3 項から第 5 項</p>

旧	新
<p>職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p>での規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第12項の改正規定並びに附則第27項、第37項及び第38項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から45まで (略)</p>

廃止する条例

<p style="text-align: center;">舞鶴市職員の再任用に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月29日 条例第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号。附則第2項において「改正法」という。)附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年退職者に準じるもの)</p> <p>第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</p> <p>(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(任期の更新)</p> <p>第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。</p> <p>2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</p> <p>(任期の末日)</p> <p>第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31</p>	<p>日以前でなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>(任期の末日に関する特例)</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平成14年4月1日から平成16年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">61年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成16年4月1日から平成19年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">62年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">63年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">64年</td> </tr> </table> <p>4 特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">61年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">62年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">63年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">64年</td> </tr> </table>	平成14年4月1日から平成16年3月31日まで	61年	平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年
平成14年4月1日から平成16年3月31日まで	61年																
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年																
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年																
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年																
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年																
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年																
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年																
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年																